訓

令

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

○児童福祉法第五十六条の規定によ 次 一部を改正する 七七 通知があった件

目

○指定金融機関等の名称、位置並び 規則 を定める規則の一部を改正する規 る費用徴収規則の に収納及び支払の事務の取扱範囲 屯

九九九 元

○福島県公印規程の一部を改正する 訓令

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二 項の規定により変更の届出があっ

○基準点測量の成果の写の保管等に

○特別の資格又は職名を有する職員 する訓令 の任命に関する規定の一部を改正

○公印を新調し、又は改刻しその使 用を開始する件

○森林病害虫等防除法による駆除命 関する規定の一部を改正する規定

令に係る事項を定めた件

○保安林の指定をする予定である旨

○道路の区域を変更する件八件

○道路の区域を変更した旨届出があ

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を指定する件

○土地区画整理組合の事業計画の変 更を認可した件

○福島県収入証紙の売りさばき人と して指定した件七件

○出納員をして当該出納員が出納長 ○出納長をしてその事務の一部を出 する件 納員に委任させる件の一部を改正

公 告

件の一部を改正する件

二 五.

○指定居宅サービス事業者を指定し

○指定居宅介護支援事業者を指定し

○指定居宅サービス事業を廃止した

○道路の供用を開始する件五件

規

則

○過疎地域自立促進特別措置法によ り町道の工事の全部を完了した件 릇

納員以外の会計職員に委任させる から委任を受けた事務の一部を出

○指定居宅介護支援事業を廃止した 旨届出があった件 三六

○指定居宅介護支援事業を行う事業 所の所在地を変更した旨届出があ

○指定居宅サービス事業を行う事業

旨届出があった件

E

を定めた件

三九

○土地改良法により換地処分をした

旨届出があった件四件

○建築士法の規定により建築士事務

所の閉鎖を命じた件

所の所在地を変更した旨届出があ

○指定介護予防サービス事業者を指 定した件

福島県企業局

二七

○福島県企業職員の駐在及び駐在員

の服務等に関する規程を廃止する

○指定介護予防サービス事業を行う ○指定介護予防サービス事業を廃止 した旨届出があった件

三八

正

があった件

事業所の所在地を変更した旨届出

○平成二十年度福島県献血推進計

画

三

第千四百五十一号中

○平成十五年三月二十八日付け定例

灵

完

規

ğΙ

る規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正す

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則及び指定金融

드

二 五.

0)

福島県規則第二十五号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和三十年福島県規則第三十四号) 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

福島県知事

佐 藤 雄

平.

第一条第一項中「第二十一条の九の規定」を「第二十条の規定」に改め、 一部を次のように改正する。 法第二

六条第七項」に改める。 九の六」を「第二十一条の五」に改め、同条第三項中「第五十六条第八項」を「第五十 本文」を「第二十二条第一項、 十一条の九の六の事業の実施に要した費用」を削り、 法第二十三条第一項」に、同条第二項中「第二十一条の 「第二十二条本文、法第二十三条

の九の六の事業の実施に係る費用」を削る。 第三条第一項中「法第二十一条の九」を「(法第二十条」に改め、「及び法第二十一条

三六

三六

この規則は、 公布の日から施行する

(自立支援領域子育て支援グループ)

福島県規則二十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め る規則の一部を改正する規則

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 昭

銀行竹田綜合病院支店」に改め、同表株式会社東邦銀行白河支店白河市役所出張所の項 邦銀行会津アピオ支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津一之町支店竹田綜合病院出 津アピオ出張所の項中「株式会社東邦銀行会津支店会津アピオ出張所」を「株式会社東 支店会津若松市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行会津支店会津若松市役所出張所」 張所」を「株式会社東邦銀行郡山総合卸市場支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津 行郡山支店郡山総合卸市場出張所の項中「株式会社東邦銀行郡山支店郡山総合卸市場出 行平支店いわき市役所出張所」を「株式会社東邦銀行いわき市役所支店」に改める。 店」に改め、同表株式会社東邦銀行平支店いわき市役所出張所の項中「株式会社東邦銀 張所の項中「株式会社東邦銀行会津一之町支店竹田綜合病院出張所」を「株式会社東邦 を「株式会社東邦銀行会津若松市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀行会津支店会 同表株式会社東邦銀行郡山支店郡山市役所出張所の項中「株式会社東邦銀行郡山支店郡 同表株式会社東邦銀行本店(営業部)福島医大病院出張所の項中「株式会社東邦銀行本 行本店(営業部)福島市役所出張所」を「株式会社東邦銀行福島市役所支店」に改め、 市役所出張所」を「株式会社東邦銀行郡山市役所支店」に改め、同表株式会社東邦銀 別表第一株式会社東邦銀行本店(営業部)福島市役所出張所の項中「株式会社東邦銀 (営業部)福島医大病院出張所」を「株式会社東邦銀行福島医大病院支店」に改め、 「株式会社東邦銀行白河支店白河市役所出張所」を「株式会社東邦銀行白河市役所支

福

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する

(出納局公金管理グループ)

訓

令

福島県訓令第二号

出本 先 庁 機機 関関

うに定める。 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のよ

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

号)の一部を改正する訓令を次のように定める。 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(平成十年福島県訓令第二十四

> 活グループ」を「県民部県民生活課」に改める。 環境課長」に、「地方振興局県民環境部県民生活グループ」を「地方振興局県民生活課」 環境共生総室自然保護課の課長」に、「同グループ」を「同課」に改め、同条第二号中 「県民生活グループ課長」を「県民生活課長」に、「県民環境グループ課長」を「県民 第二条第一号中「生活環境部環境共生領域自然保護グループの参事」を「生活環境部 「県民環境部県民環境グループ」を「県民環境部県民環境課」に、 一県民部県民生

生活グループ」を「県民部県民生活課」に改める。 課長」に、「並びに同領域一般廃棄物対策グループ又は産業廃棄物対策グループ」を 策グループの参事」を「生活環境部環境保全総室一般廃棄物課及び産業廃棄物対策課の 環境部環境課」に、 課」に改め、同条第二号中「地方振興局県民環境部環境グループ」を「地方振興局県民 「、同課不法投棄対策室の室長の職にある者並びに同総室一般廃棄物課又は産業廃棄物 第三条第一号中「生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ及び産業廃棄物対 「同部県民環境グループ」を「同部県民環境課」に、 「県民部県民

健康衛生総室医療看護課の課長」に、「同グループ」を「同課」に改める。 第四条第一号中「保健福祉部健康衛生領域医療看護グループの参事」を「保健福祉部

同条第二号中「農林水産部生産流通領域衛生飼料グループ」を「農林水産部生産流通総 室畜産課」に改める。 「保健福祉部健康衛生領域薬務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室薬務課」に改め、 第五条中「第七十七条第一項」を「第七十六条の三第一項」に改め、同条第一号中

課」に改める。 第六条中「保健福祉部健康衛生領域薬務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室薬務

第七条中「保健福祉部健康衛生領域健康増進グループ」を「保健福祉部健康衛生総室

健康増進課」に改める。 第九条から第十一条の二までの規定中「保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ」

を「保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課」に改める。 第十二条中「農林水産部農林総務領域農地利用調整グループ又は農林事務所農業振興

画部指導調整課 企画課)」に、 部農政グループ」を「農林水産部農林水産総室農林総務課農地調整室又は農林事務所企 「第十七条第一項」を「第四条第一項」に改める。 (南会津農林事務所及びいわき農林事務所にあっては、 企画部地域農林

プ」を「農林水産部生産流通総室畜産課」に改める。 第十四条第一項中「農林水産部生産流通領域畜産振興グループ若しくは衛生飼料グルー 第十三条中「農林事務所農業普及部」の下に「(農業振興課を除く。)」を加える。

を「農林水産部生産流通総室畜産課」に改め、同条第三号中「肉蓄グループ科長」を 肉蓄課科長」に改める。 第十五条第一号中「農林水産部生産流通領域畜産振興グループ又は衛生飼料グループ」

業総室森林整備課若しくは林業振興課又は農林事務所森林林業部林業課」に改める。 は県産材特産グループ又は農林事務所森林林業部林業グループ」を「農林水産部森林林 第十七条中「農林水産部森林林業領域担い手緑化グループ、森林整備グループ若しく

第十八条中「農林事務所森林林業部林業グループ」を「農林事務所森林林業部林業課

同

産課」に改める。 に改める。 第十九条中「農林水産部生産流通領域水産グループ」を「農林水産部生産流通総室水

導課」に改める。 第二十一条第一 項中 「土木部建築領域建築指導グループ」を「土木部建築総室建築指

から施行する。 正規定(「第十 十七条第一項」を「第七十六条の三第一項」に改める部分に限る。)及び第十1 この訓令は、 平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定(「第七 七条第一 項 を 「第四条第一項」に改める部分に限る。)は、 公布の日 一条の改

(人事領域人事グループ)

福島県訓令第三号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十年三月二十八日

福島県知 事 佐 藤 雄 平

出本

先 庁

機機

関関

福島県公印規程の一部を改正する訓令

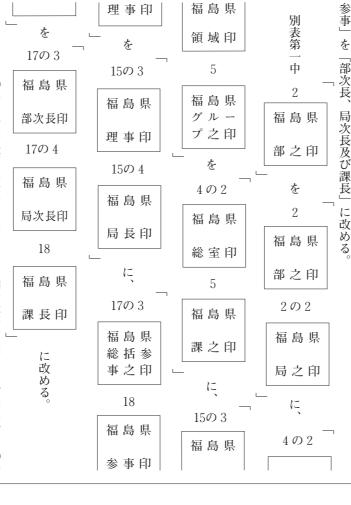
管財総室文書法務課長」に、 人事課長」に、 第二条第一項第一号中「総務部文書管財領域文書法務グループ参事」 2 Ø 2 「福島県出納局印 (昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する 「総務部人事領域人事グループ参事」を「総務部人事総室 3 同 出納局総務管理グループ参事」を に、 「福島県領域印」を を 「福島県総室印 「総務部文書 福島県 福島県

出納局印 民安全領域消防保安グループ参事」を 域文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、 域福祉グループ参事」を 域人事グループ参事」を 「福島県グループ印」を 同 出納局出納総務課長」 「総務部人事総室人事課長」に、「保健福祉部生活福祉領域地 「保健福祉部生活福祉総室社会福祉課長」に、 「福島県課印」に改め、 「生活環境部県民安全総室消防保安課長」 同項第二号中「総務部文書管財領 「総務部人事領 一生活環境部県

を同条第三項とし、 総務管理グループ参事」を 「総務部文書管財総室文書法務課長(以下 福島県理事印 同 を 「福島県部次長印 同条第三項を同条第四項とし 福島県局次長印 15 の 3 同条第一項の次に次の 同 「出納局出納総務課長」に、 17 の 3 同 を 「福島県理事印 同 福島県局長印 一項を加える。 「文書法務課長」という。 同条第二項中 同同 15 の 4 15 の 3 福島県参事印」 「福島県総括参事印 「文書法務グループ参事」を を に改め、 に、 「福島県課長 17 3 同項

> 財領域文書法務グループ参事(以下 務課長」に改め、 規則第二十四号)第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建 第四条の見出しを「(文書法務課長の職務)」に改め、 築総室の項までに掲げる職(第十条において 前項第二号に規定する福島県部次長印は、福島県行政組織規則 同条第二項及び第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」 「文書法務グループ参事」という。)」を「文書法 「部次長」という。 同条第一項中)に係る職印とする。 (平成十五年福島県 「総務部文書管

に改め、 県規則第二十四号) に掲げる職をいう。)、文化スポーツ局長、観光交流局長、」を加え、 第六条第二 第十条中「本庁機関における直轄理事、理事 「出納局長」の下に「、理事(福島県行政組織規則第二十二条の二の表の上欄 |項及び第三項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。 局次長及び課長」に改める。 第二十二条の二の表の上欄に掲げる職をいう。) (福島県行政組織規則(平成十五年福島 総括参事及び



活環境総務課長」に、 林林業領域森林整備グループ参事」 務予算グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に、 入徴収官福島県会計管理者印 |生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ参事||を「生活環境部生活環境総室生 別表第二中 「歳入徴収官福島県会計管理者印 「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ参事」を 出納局出納総務課長」に、 を「農林水産部森林林業総室森林整備課長」に、 出納局総務管理グループ参事」を 「農林水産部農林総務領域総 一農林水産部森 「保健

福島県局印

4 Ø 2

福島県総室印

新調職印

番

号

公 印

0)

名 称

印

影

公 印

管

理

者

福島県告示第二百二十七号

平成二十年三月二十八日公印を次のように新調し、又は改刻し、

平成二十年四月一日その使用を開始する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

事」を「土木部土木総室土木総務課長」に、 農地調整室長」に改める。 総務管理グループ参事 福祉部保健福祉総室保健福祉総務課長」に、 林水産部農林総務領域農地利用グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課 第八号様式中「グスープ - 土木部建築領域建築指導グループ参事」を「土木部建築総室建築指導課長」に、 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。 告 示 を「官署支出官福島県会計管理者印 (更) 参事(長)」を「課長(所長)」に改める。 「支出官福島県会計管理者印 「土木部土木総務領域総務予算グループ参 官署支出官福島県会計管理者印 (文書管財領域文書法規グループ) 出納局出納総務課長」に、 同 出納局

	福島県課長印	福島県課長印	福島県局次長印	福島県部次長印	福島県局長印	福島県課印
18	8		17の 4	17 <i>の</i> 3	15 <i>の</i> 4	5

書法務課長 総務部文書管財総室文

246	D 2				
校用) 島県立浪江高等学校津島 福島県現金取扱員印(福	校用) 島県立小野高等学校平田福島県現金取扱員印(福	校鮫川校用) 島県立東白川農商高等学福島県現金取扱員印(福	校用) 島県立安積高等学校御舘 福島県現金取扱員印(福	福島県課長印	福島県課長印
20, 4, -1	20. 4. 1	第 20. 4 1 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	多年 20 4. 1	福島県課長印	福島県課長R
 津島校の福島県現金取 福島県立浪江高等学校	扱員 平田校の福島県現金取 平田校の福島県現金取	現金取扱員 等学校鮫川校の福島県 福島県立東白川農商高	御舘校の福島県現金取 福島県立安積高等学校		

100 2	2		番号	改刻職印	
書用)	書用)福島県知事印(横書き文	書用)	公印の名称	ΠΥ	飯舘校用)
福島県知事印	福島県知事的	福島県知事の	印影		20
			公印管理者		取扱員

報

2	3					
	島県立浪江高等学校用)	福島県部長印	福島県部長印	福島県部長印	福島県部長印	書用)
	20. 41	福島県部長条	福島県部長印	福島県部長印	福島県部長R	福島県和事民
	の福島県現金出納員福島県立浪江高等学校					書法務課長

島県立相馬農業高等学校福島県現金出納員印(福



員 学校の福島県現金出納福島県立相馬農業高等

(文書管財領域文書法務グループ)

用

福島県告示第二百二十八号

市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 りグループ、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島 二十八日から平成二十年七月二十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづく 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年三月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大規

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

大規模小売店舗の名称及び所在地 リオン・ドール鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一―一ほか

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 別紙書面のとおり

ては代表者の氏名

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更後) 別紙書面のとおり (変更前)三千七百九十六平方メートル

2

(変更後)四千百九十七平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 三か所

3

(--)

数

(変更後) 四か所

位置 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

(二)

変更しようとする年月日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

平成二十年十一月十八日

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3

ては代表者の氏名 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成十九年十月二十二日

Ŧi. 届出をした者 平成二十年三月十七日 四

届出年月日

平成二十年四月十日

覧に供する。 (「別紙書面」及び 株式会社小池 「別紙図面」 は、 省略し、その書面等を縦覧場所に備え置いて縦

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二百二十九号

る 基準点測量の成果の写の保管等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

平成二十年三月二十八日

佐 藤 雄 平

基準点測量の成果の写の保管等に関する規程の一部を改正する規程

基準点測量の成果の写の保管等に関する規程(昭和二十九年福島県告示第千二百七十 一部を次のように改正する。

題名中「成果の写」を「成果の写し」に改める。

「第一章 総則」を削る。

「写 (」を「写し (」に、「成果の写」を「成果の写し」に改める。 第一条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「写及び」を「写し及び」 に、

果の写し」に、「農林水産部農村整備領域農地管理グループ」を「農林水産部農村整備 総室農村計画課」に改める。 第二条の見出し中「担当グループ」を「担当課」に改め、同条中「成果の写」を「成

「第二章 成果の写の保管」を削る。

に改める。 第三条、第四条各号列記以外の部分及び同条第二号中「成果の写」を「成果の写し」

同条第一号中「成果の写」を「成果の写し」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただ し」に改める。 第五条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「成果の写」を「成果の写し」に改め、

「第三章 成果の写の閲覧」を削る

条までの」に改める。 第六条中「成果の写」を「成果の写し」に、「この章に定める」を「次条から第十五

プ」を「農林水産部農村整備総室農村計画課」に改める。 第七条中「成果の写」を「成果の写し」に、 「農林水産部農村整備領域農地管理グル

い」に改め、同条第二号、 「成果の写し」に改める。 第十条並びに第十一条第一項及び第三項中「成果の写」を「成果の写し」に改める。 第十二条第一号中「成果の写」を「成果の写し」に、「持ち出さぬ」を「持ち出さな 第三号及び第六号から第八号までの規定中 「成果の写」を

203

別表第一中 第十三条第一項中「成果の写」を「成果の写し」に改める 「基準点測量成果の写閲覧申込書」や「基準点測量成果の写し閲覧申込書」

に改める。

別表第二中 「基準点測量成果の写の閲覧票」や「基準点測量成果の写しの閲覧票」以

成二十年四月一日から施行する。 及び第七条の改正規定(「成果の写」を「成果の写し」に改める部分を除く。)は、平 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定並びに同条附 則

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第二百三十号

項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下 「法」という。) 第五条第

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

区域及び期間

1 区域

双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村 大沼郡会津美里町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、 原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、 会津若松市、郡山市(湖南町の区域に限る。)、喜多方市、田村市、 同郡古殿町、 田村郡小野町 同郡柳津町、

2 期間 平成二十年四月十八日から平成二十一年三月三十一日まで

森林病害虫等の種類

松くい虫

行うべき措置の内容

松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。 る者は、当該樹木を伐倒して薬剤により防除し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、 一の1に掲げる区域に所在する松くい虫の付着している樹木を所有し、

命令をしようとする理由

兀

に重大な損害を与えるおそれがあるため。 同じ。)において松くい虫の被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松 くい虫の被害が異常にまん延し、一の1に掲げる区域及びその周辺の区域の特定森林 一の1に掲げる区域の特定森林(法第二条第三項に規定する特定森林をいう。以下

その他必要な事項

規定する森林害虫防除員をいう。以下同じ。)の指示に従うこと。 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員 (法第十一条に

措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄の福島県農林事務所長にその 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに当該

は、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

3 の福島県農林事務所長に提出すること。 措置を行った後速やかに当該措置に係る樹木の所在する市町村の長を経由して所轄 旨を届け出ること。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りではない。 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該

- かを確認して損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。 知事は、3に係る申請書の提出があったときは、三に掲げる措置を行ったかどう
- に掲げる処置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないとき 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の2に掲げる期間内に三
- 6 から徴収することがある。 となるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分に相当する額をその者 うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けること 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行

(森林林業領域森林整備グループ)

福島県告示第二百三十一号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 平成二十年三月二十八日 福島県知事 佐 次のとおり保 藤 雄 平

保安林予定森林の所在場所

に限る。)、一の二三、一の三七、 2限る。)、一の二三、一の三七、一の四○、郡山市熱海町高玉字栃ン沢一の一・一の五四 一の四六、 (以上二筆について次の図に示す部分 一 の 五 二

指定の目的

福

土砂の流出の防備

1 指定施業要件

立木の伐採方法

限る。)、一の二三、一の三七、一の四〇、一の四六 次の森林については、主伐は、択伐による。 字栃ン沢一の一、一の五二、一の五四(以上三筆について次の図に示す部分に

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県知事 佐 藤 雄

平.

福島県告示第二百三十二号

企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦 覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十年三月二十八日

福島県知

事

佐

藤

雄

平

三九九号 路 般国道 線 名 同 沢三番地先から 坂口一番地先まで 福島市飯坂町茂庭字黒 X 市飯坂町茂庭字寺 間 変 変 更後の別 変更前変 更 更 後 前 В 敷 В A (メートル) 地 一三·〇~ 0) 幅 員 延 メート 九 五 九七六・〇 九七六・〇 ル 六 長

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十三号

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 一般の縦

平成二十年三月二十八日

四五九号	路 線 名	
班地先まで 沢国有林二六林班ほ小 市松川町水原字南	班地先から沢国有林二六林班ほ小祝島市松川町水原字南	固
変更後	変 更 前	更後の別変更前変
二 五 四 · ○ ○ {		敷地の幅員
一 () · ()	一 八 ○ ·	(メートル) 長

福島県告示第二百三十四号

覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

(道路領域道路企画グループ)

一ゆ小班地先まで

変 更 後

五 <u>-</u> 五

一三三・八

(道路領域道路企画グループ)

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	四五九号		路 線 名
班地先まで	同 市松川町水原字 班地先から	福島市松川町水	X
発生は小	小原字南 けん	小原字南	間
変更後	多		更後の別
八 九 四 · 〇 〈	八四	一九・四~	(メートル)敷 地 の 幅 員
1100.0	== (= 0	(メートル) 長

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十五号

供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 グループ及び福島県県中建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間 道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

JII =	下 県	路
川一線元	り 連 幸 三	線
		名
田字蕨草国有林一二四同 郡同 町大字大久	四め一小班地先から田字蕨草国有林一二四石川郡古殿町大字大久	区間
	変 更 前	更後の別変更前変
一 三 五 5	四四 六·五 ○ \	敷地の幅員
	一三八 五	(メートル) 長

福島県告示第二百三十六号

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十年三月二十八日

の縦覧に供する。 企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般

福島県知事

佐

藤 雄 平

四 〇 一 号	路 線 名	
地先まで 学博士沢丁六二五番一 同 郡同 町松坂	地先から 大沼郡会津美里町松坂	区間
変更後	変更前	更後の別
==	二 八 · ○	(メートル) 蝦 地 の 幅 員
一 四 · 七	一 四 · 七	(メートル) 長

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十七号

の縦覧に供する。 企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十年三月二十八日

福島県知
県知
知事
佐
藤
雄
平

一般	路線
国道	名
六地先から大沼郡会津美里町松坂	区間
変 更 前	更後の別
— 九 — · · 五 ○ s	(メートル)敷 地 の 幅 員
五 - - - -	(メートル) 長

莱字大杉沢二八五九番

一地先から

В

六二・〇

莱字駿河沢出口五三八同 市山都町大字蓬

六番地先まで

報

路

線 名 平成二十年三月二十八日

	四 ○ 一
	号
	六字同
	六地先まで同れていた。
	立
	二五番六
	変
	更後
	1交
(道路領域道	四三 三 三 五 5
道路領域道路企画グルー	五 <u>-</u>

1プ)

Ŧi.

縦覧に供する。 企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の 福島県告示第二百三十八号 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

₩.

福島県知事
佐
藤
雄
₩.

同 市山都町大字蓬 東字下杉沢二八五九番 東字沓掛峠五三八四番 ボーがの ボーがの ボーがの ボーがの ボーがの ボーがの ボーがの ボーがの	区間
度 田尾 田厓	更後の別 別
A 三 元 · ·	(メートル)敷 地の 幅 員
二 五 · ·	び メートル) 長

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			四五九号
一一地先まで 東字沓掛峠五三八四番 東字沓掛峠五三八四番 東字沓掛峠五三八四番 東字沓掛峠五三八四番	六番地先まで 東字駿河沢出口五三八 市山都町大字蓬 一地先から 一地先から 市山都町大字蓬 京で 京で 京で 京で 京で 京で で で で の で の で の で の で	二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで 三二六地先まで	一一地先まで茶字沓掛峠五三八四番
	変		
	更		
	後		
D	В	A	
二 五 八 · · ○ ○ ſ	<u>□</u>	三 九 · ○ 「	
 •	一 二		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百三十九号

に供する。 グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十年三月二十八日

福島県知事
佐
藤
雄
平

	路線
	名
地先から 耶麻郡猪苗代町大字金	区間
	更後の別
	(メートル)敷地の幅員
	(メートル) 長

般国道

同

市山都町大字蓬

D

二 八 丘 〇 〇

九地先から

莱字沓掛峠五三八四番

市山都町大字蓬

番地先から

莱字下大杉沢二八五八

市山都町大字蓬

変 更 前

莱字沓掛峠五三八四番

市山都町大字蓬

С

<u>Fi.</u>

一三・六

地先まで

		県 供 北 用	福 道 島		田伯旧
	<u>S</u>	北建設事務に用を開始す	道路法(昭		田 停 県 線 車 遺 場 数 都
		平戊二十年三月二十八日建設事務所で平成二十年を開始する。その関係図	道路法(昭和二十七年福島県告示第二百四十号		先まで 地先まで 地先まで 地先まで 地先まで 地方二五 田字千苅二五 田字・千苅二五 田字・金曲南 田字・金曲南
	<i>)</i>	三届は、	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路 示第二百四十号		田字千苅二五一七番一田字千苅二五一七番一田字千苅二五一八番一田字千苅二五一八番一田字千苅二五一八番一田字千苅二五一八番一田字金曲南二六七番地田字金曲南二六七番地田字金曲南二六七番地田字金曲南二六七番地
		八島 目	号		変変変
		から大	第十		更更
		十八日から二週間一般の縦覧に供する。福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県	-八条第二		後前
	福皇	一般が	一項の	受	
	島県.	縦路路	規	路	二 三 五 · · 四 ○ {
	福島県知事	覧に加	定に共	領域	
	佐	殿の縦覧に供する。	基づい	道 路 *	
	藤	るー。プ	き、	企画	= = = =
	雄	及び	次の		
•	平	福 島 『	道路の	プ	0 0

一般国道四五	路線
班地 先	供供
たまで たまで たれ川町水原字 で で で で で で で で で	用開
南沢国有林二	始の
二六林班ほ小	固間
平成二〇年	の 期 日 始

(道路領域道路企画グループ)

平成二十年三月二十八日

福島県告示第二百四十一号

県北建設事務所で平成二十年三月二 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 一十八日から二週間 一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

207

福島県知事 佐 藤 雄 平

供

用 開

始

福島県告示第二百四十二号

県道水原福島線

同

福島市大森字下町三二番九地先から

市大森字下町三三番四地先まで

平成二〇年

(道路領域道路企画グループ)

路

線

名

供

用

開

始

0)

X

間

0)

期

日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

平成二十年三月二十八日

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

一般国道四	路線
〇 一 号	名
地先まで 地光まで	供
津	用
町松松	開
坂字博	始
坂字博士沢丁六二五番	Ø
	区
五五番番	間
平三成	の供
平成二〇年	期開
日日	日始

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十三号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 会津若松建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

福島県知事 佐 藤 雄 平

──一般国道四○一号	路 線 名
 六地先から 同 郡同 元地先から	供
ま 同 ら 会 津 美	用
町町松	開
松坂字博	始
十	0
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	区
松坂字博士沢丁六二五番六松坂字博士沢丁六二五番六	間
——平 三 成 月 二	の供
三月二八1	期開
八年日	日始

路線名

X

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十四号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県 喜多方建設事務所で平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十年三月二十八日 般国道四五九号 路 線 名 地先から 二六地先まで 喜多方市山都町大字蓬莱字下杉沢二八五九番 供 市山都町大字蓬莱字沓掛峠五三八四番 用 開 始 0) 福島県知事 X 間 佐 平成二〇年 の供 三月二八日 藤 用 期 開 雄 日 始 平

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十五号

のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所及び福 島県土木部道路領域道路企画グループで平成二十年三月二十八日から二週間一般の縦覧 ついて道路の区域を変更した旨、平成二十年二月二十九日付で東北地方整備局長から次 に供する。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

間 更後の別 変更前変 敷 地 0) 幅 員 延 長 平

(メートル)

X

1 ŀ

ル

備

考

		一 道 一 号 一 般 二 国	
地先まで 市塩川 市塩川 下大字天沼字 一地先から 市塩川 本塩川 一地名の四番 一地名の四番	志 を を を を を を を を を を を を を	喜多方市関 野町大高額字割 野町大字中沼 大字中沼 本の 本の 大字中沼 本の 大字中沼 大字中沼 大字中沼	番一地先まで 事多方市塩川 原四九八番一 原四九八番一 大字笈川字中 大字笈川字中 大字で 本番一地 大字変形 一地 大字で 大字で 大字で 大字で 大字で 大 大字で 大字で
	変		変
	更 前		更 前
С	В	A	В
九二		五九五・	<u></u> <u></u>
九 二 元 二 元 四 ○ 5	— — <u>—</u> — <u>—</u> · · · ○ — ·	五· ·四 七 〈	
= =	四	<u> </u>	四
三、 九 三 · ○	=	七	<u> </u>
三	·	·	_ O
0	0	0	0
		を 地 示 図 は B 及 R とい の 区 る に 関 R C 。 分 敷 係 C	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百四十六号

| 字沼木三一七

会津若松市高

一地先から

A

五五・四~

四七〇・〇

田一七〇四番 町上高額字割 喜多方市関柴

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によ

X

域

名

X

域

原因となる自然 生砂災害の発生

区域の範囲

現象の種類

向寺

同

薄葉1号

同

市向寺

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

次の図のとお

ŋ

田中山2号

同

金子平2号

同

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

向寺1号

同

田中山

1号

同

市田中山

飯沢1号

白河市飯沢山

り県が行う町道の改築工事の全部を次のとおり完了した。 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事 区 間 工事の種類 年月日

八七七番一地先まで 同 郡同 町大字磐梯字町在家 道路改良 平成二〇年

六番三地先から耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡

大寺小中野線

路

線

名

工

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百四十七号

平成二十年三月二十八日

土砂災害警戒区域

災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害警戒区域及び土砂

福島県知事 佐

藤 雄 平.

八竜神2号	下黒川	三番町1号	三番町	月山1号	月山	桜岡裏山	西文殊山	関川窪	関川窪2号	関川窪1号	郭内	郭内1号	女石4号	女石3号	女石1号	女石2号	女石	向寺2号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市白坂	市白坂下黒川		市三番町	市大和田石橋前	市大和田月山	市大桜岡	市西文殊山	市菅生舘		市関川窪		市郭内					市女石	
急傾斜地の崩壊																		

報

東小丸山	蛇石?	蛇石	栄町	町後	舟田	八竜神1号	中山東	立石山	天神町	玉坂	向井	根田	竹ノ花	白井掛2号	白井掛	白井掛	菖蒲沢	菖蒲沢	菖蒲沢
山	号					1号	*	Щ	L-1				10	号	1号	121	72 号	1号	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市東小丸山		市蛇石	市菅生舘		市舟田	市八竜神	市中山	市立石山	市天神町	市双石玉坂	市双石向井	市萱根根田	市小田川竹ノ花		市白井掛		市白井掛下		市菖蒲沢
急傾斜地の崩壊																			

急傾斜地の崩壊	同 市東千田字明神前	千 田 2 号
急傾斜地の崩壊	同 市東千田字正札	千田
急傾斜地の崩壊	同 市東形見字久保	前形見
急傾斜地の崩壊	同 市東形見字宿	仲田
急傾斜地の崩壊	同 市東形見字吉原	久保
土石流	同・市旗宿関ノ里	下旗宿沢
土石流	同 市旗宿白河内	関ノ里沢3号
土石流	同・市旗宿関ノ里	旗宿沢
土石流	同 市関辺西方	吉ヶ沢
土石流	同 市関辺丸沢	フカ沢
土石流	同 市関辺瀬戸谷地	丸沢
土石流	同 市大搦目	搦目沢2号
土石流	同 市豊地大谷地	豊地沢
土石流	同 市飯沢山	飯沢沢
急傾斜地の崩壊	同 市鬼越	鬼越
急傾斜地の崩壊	同市白井掛下	白井掛下
急傾斜地の崩壊	同 市白井掛	白井掛下2号
急傾斜地の崩壊	同 市影鬼越	影鬼越
急傾斜地の崩壊	同 市向新蔵	友月山
		_

司 急傾斜地	市表郷八幡字中ノ	同同	桜間日
	市表郷八	同	御供田
急傾斜	市表郷八幡字石前	同	石前
急傾斜	市表郷八幡字岩下	同	岩下
	市表郷小松字日向	同	日向
	市表郷小松字中里	同	中里
	市表郷社田字玉岡	同	玉岡
		同	北ノ内2号
N	市表郷小松字北ノ内	同	北ノ内1号
	市表郷小松字北田	同	北田
月月	市表郷深渡戸字森前	同	深渡戸
劣义	市表郷河東田字屋敷	同	屋敷
ノ久保	市表郷堀之内字中	同	堀之内
<i>)</i> -	市表郷堀之内字舟戸	同	舟戸
	市表郷中寺字屋敷	同	中寺
	市東形見字池ノ入	同	池ノ入沢
M	. 市東栃本字新下寺内	同	栃本
	市東栃本字尺阿見	同	尺阿見
	市東釜子字北町	同	北町
Л	. 市東上野出島字駒方	同	駒方

急傾斜地の崩壊		同	金子平2号
急傾斜地		同	向寺1号
急傾斜地の崩壊		同	向寺
急傾斜地	市向寺	同	薄葉 1号
急傾斜地の		同	田中山2号
急傾斜地	市田中山	同	田中山1号
急傾斜地	白河市飯沢山	白河	飯沢1号
現象の種類の発生	区域		区 域 名

土	
砂	
災	
害	
特	
別	
警	
戒	
区	
域	

同 同	号
市市市表表表表	市表郷八幡字宮田表郷八幡字宮田
脚 川 州 川 八	野塚字
· 内 「 !	

急傾斜地の崩壊	市 直蒲沢	同	菖蒲沢
急傾斜地の	中 市白坂	同	八竜神2号
急傾斜地の	问 市白坂下黒川	同	下黒川
急傾斜地の	III	同	三番町1号
急傾斜地の	市三番町	同	三番町
急傾斜地の	市大和田石橋前	同	月山1号
急傾斜地の	市大和田月山	同	月山
急傾斜地の	市大桜岡	同	桜岡裏山
急傾斜地の	市西文殊山	同	西文殊山
急傾斜地の	市菅生舘	同	関川窪
急傾斜地の	F	同	関川窪2号
急傾斜地の	市関川窪	同	関川窪1号
急傾斜地の	III	同	郭内
急傾斜地の	市郭内	同	郭内1号
急傾斜地の	III	同	女石 4 号
急傾斜地の	旧	同	女石3号
急傾斜地の	F	同	女石1号
急傾斜地の	旧	同	女石2号
急傾斜地の	问 市女石	同	女石
急傾斜地の崩壊	市	同	向寺2号

県

報

急傾斜地の崩壊	同市東小丸山		東小丸山
急傾斜地の崩壊	III	同	蛇石2号
急傾斜地の崩壊	市蛇石	同	蛇石
急傾斜地の崩壊	市菅生舘	同	栄町
急傾斜地の崩壊		同	町 後
急傾斜地の崩壊	市舟田	同	舟田
急傾斜地の崩壊	市八竜神	号同	八竜神1号
急傾斜地の崩壊	市中山	同	中山東
急傾斜地の崩壊	市立石山	同	立石山
急傾斜地の崩壊	市天神町	同	天神町
急傾斜地の崩壊	市双石玉坂	同	玉坂
急傾斜地の崩壊	市双石向井	同	向井
急傾斜地の崩壊	中 市萱根根田	同	根田
急傾斜地の崩壊	四 市小田川竹ノ花	同	竹ノ花
急傾斜地の崩壊	II	号 ——— 同	白井掛2号
急傾斜地の崩壊	四 市白井掛	号 同	白井掛1号
急傾斜地の崩壊	П	同	白井掛
急傾斜地の崩壊	问 市白井掛下	号 ——— 同	菖蒲沢2号
急傾斜地の崩壊	问	号 同	菖蒲沢1号
_		_	_

友月山	同	市向新蔵	急傾斜地の崩壊
影鬼越	同	市影鬼越	急傾斜地の崩壊
白井掛下2号	同	市白井掛	急傾斜地の崩壊
白井掛下	同	市白井掛下	急傾斜地の崩壊
鬼越	同	市鬼越	急傾斜地の崩壊
飯沢沢	闰	市飯沢山	土石流
豊地沢	回	市豊地大谷地	土石流
搦目沢2号	回	市大搦目	土石流
丸沢	同	市関辺瀬戸谷地	土石流
フカ沢	回	市関辺丸沢	土石流
旗宿沢	同	市旗宿関ノ里	土石流
関ノ里沢3号	同	市旗宿白河内	土石流
下旗宿沢	同	市旗宿関ノ里	土石流
久保	同	市東形見字吉原	急傾斜地の崩壊
伸田	同	市東形見字宿	急傾斜地の崩壊
前形見	同	市東形見字久保	急傾斜地の崩壊
千田	同	市東千田字正札	急傾斜地の崩壊
千 田 2 号	同	市東千田字明神前	急傾斜地の崩壊
駒方	同	市東上野出島字駒方	急傾斜地の崩壊
北町	同	市東釜子字北町	急傾斜地の崩壊

第1965号

_		I	I																
	八幡	桜岡	御供田	石前	岩下	日向	中里	玉岡	北ノ内2号	北ノ内1号	出田	深渡戸	屋敷	堀之内	舟戸	中寺	池ノ入沢	栃本	尺阿見
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	市表郷八幡字宮下	市表郷八幡字中ノ割	市表郷八幡字御供田	市表郷八幡字石前	市表郷八幡字岩下	市表郷小松字日向	市表郷小松字中里	市表郷社田字玉岡		市表郷小松字北ノ内	市表郷小松字北田	市表郷深渡戸字森前	市表郷河東田字屋敷	市表郷堀之内字中ノ久保	市表郷堀之内字舟戸	市表郷中寺字屋敷	市東形見字池ノ入	市東栃本字新下寺内	市東栃本字尺阿見
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

	犬神沢左支	菅辻沢右支	菅辻沢左支	岩崎沢	御舘川	柳橋沢1号
	同	同	同	同	同	同
	市表郷金山字犬神	市表郷金山字前原	市表郷金山字山ノ神沢	市表郷中野字岩崎	市表郷中野字上ノ原	市表郷中野字ハノキ沢
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
見せる	新星岛会 AC 双葉地区食品	自動車学校	見	合 - 厚那 高 - 專務 注	玉号型庁肖青 氏名又は名称	平成二十年

置いて縦覧に供する。) 該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え (「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当

(河川港湾領域砂防グループ)

ホンダモータ 株式会社双葉

権現堂字町場一番 双葉郡浪江町大字

同

ス

男 長

本場

地

会 壽

福島県告示第二百四十八号

地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 土

平成二十年三月二十八日

島

福島県知事 佐 藤 雄

平

土地区画整理組合の名称

事務所の所在地 五月町土地区画整理組合

福

会津若松市橋本二丁目二番三十四号

三 設立認可の年月日

兀 変更認可の年月日 平成四年九月八日

Ŧi. 平成二十年三月二十八日

変更前 平成四年九月八日から平成二十年三月三十一日まで 事業施行期間 変更の内容

平成四年九月八日から平成二十一年三月三十一日まで

(都市領域まちづくり推進グループ)

氏名又は名称

福島県告示第二百四十九号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月二十七日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県告示第二百五十号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月三日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例 (昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十年三月二十八日

田中村屋 株式会社日和 氏名又は名称 住所 郡山市日和田町字 日和田七五番地 二五年三月三一日まで 平成二〇年四月一日から平成 指定の有効期間 郡山市日和田町字小 売りさばきの場所 雄 平

原一番地

福島県告示第二百五十一号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月四日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

平成二十年三月二十八日

油店 有限会社高田 字棚倉字北町一五 東白川郡棚倉町大 二五三月三一日まで 平成二〇年四月一日から平成 住所地に同じ

六番地の

大高

徳司

東白川郡棚倉町大

同

平成二十年三月二十八日

住所 指定の有効期間 福島県知事 売りさばきの場所ず 佐 藤 雄 平

福島県庁消費 氏名又は名称 福島市杉妻町五番 平成二〇年四月一日から平成 南相馬市原町区錦町

二五年三月三一日まで 一丁目三〇番地

組合 専務理 阿部 征

七五号

住所地に同じ

大菅字川田一九五 双葉郡富岡町大字

同

双葉郡浪江町大字 川添字佐野二一番 同 同

双葉郡浪江町大字幾

(出納局公金管理グループ) 世橋字田中前一三番

福島県知事 佐

(出納局公金管理グループ)

指定の有効期間 福島県知事 売りさばきの場所 佐 雄

同

堂浅井菓子舗

字豊成字林中六〇 南会津郡下郷町大

有限会社福泉

進平 会津若松市山見町 一三六番地の三

同

字棚倉字古町六八

渡部

(出納局公金管理グループ)

同

福島県告示第二百五十二号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十年三月二十八日

黒井産業株式 氏名又は名称 山形県山形市宮町 二丁目一一番九号 二五年三月三一日まで 平成二〇年四月一日から平成 指定の有効期間 売りさばきの場所 平

福島県知事 佐 藤 雄

会津若松市神指町大 字黒川字薬師川原甲

〇 二 九

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十三号

報

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十二日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

株式会社 東北振興産業 氏名又は名称 住所 野区清水沼三丁目 宮城県仙台市宮城 二五年三月三一日まで 平成二〇年四月一日から平成 指定の有効期間 会津若松市米代二丁 売りさばきの場所

福

目五番四一号

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十四号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十三日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十年三月二十八日

福島県知事 雄 平

田島字行司七六 南会津郡南会津町 平成二〇年四月一日から平成 二五年三月三一日まで 指定の有効期間 南会津郡南会津町福 渡三四二 売りさばきの場所

氏名又は名称

業協同組合 会津みなみ農

住所地に同じ

福島県告示第二百五十五号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年三月十九日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

(出納局公金管理グループ)

平成二十年三月二十八日

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

福島県知事

佐 藤

雄

売りさばきの場所

生協会 会長 いわき食品衛 町四方木田一九一 いわき市内郷高坂 二五年三月三一日まで 平成二〇年四月一日から平成 住所地に同じ

忠好

業協同組合 いわき金属工 尾町杭出作二三番 いわき市常磐下船 同

有限会社石井 いわき市明治団地 同

商事

輝光

四四一五

町天王崎四五番地 わき市常磐湯本 同

いわき市錦町大島

同

住所地に同じ

(出納局公金管理グループ)

福島県告示第二百五十六号

百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。 出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させる件 (昭和四十四年福島県告示第三

平成二十年三月二十八日

件名中「出納長」を「会計管理者」に改める。

福島県知事

佐

藤

雄 平

り、 本則中「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条 |項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の] を削 「出納長」を「会計管理者」に改める。

プ課長」を「副室長」に改め、 任者の欄中「出納局総務管理グループ参事」を「出納局出納総務課長」に、「出納グルー 健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課」に、 表の委任させる事務の欄中「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ」を「保 同表備考中 「出納長」を「会計管理者」に改める。 「領域、」を「総室、」に改め、同表の受

(出納局審査指導グループ)

福島県告示第二百五十七号

員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十二号) し、平成二十年四月一日から施行する。 出納員をして当該出納員が出納長から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職 0) 一部を次のように改正

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

「出納長」を「会計管理者」に改める。

り、 第二項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の」を削本則中「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条 「出納長」を「会計管理者」に改める。

を「会計管理者」に改める。 課」に改め、同表二の項及び三の項中「領域」を「総室」に改め、同表備考中「出納長」 表の一の項中「保健福祉総務領域総務企画グループ」を「保健福祉総室保健福祉総務

(出納局審査指導グループ)

公告第百四十八号

居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、 指定

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

ーセンター イサービス ほのぼのデ	介護の和心	坂スマイル飯訪問介護・	の 事 名 業
ービスデ	心	飯・	称 所
中田一—八 福島市笹谷字	一六 台一丁目一 日本	一字湯町二八—福島市飯坂町	所 事
— 八 子 —————————————————————————————————	日 湘 四 南	二八—	断地の
ートネット 有限会社ハ	和株式会社心	ユーチャー	氏名) 称 (個人に 申請者の名
一八	目一四―六 市湘南台一丁	○三号 サンライズロ イヤル福島五	所) 在地(個人に を事務所の所 を事務所の所
同	同	三月一日 日年	指定年月日
通所介護	同	訪問介護	の ^サ ービス

ケ

トみなみ	社 ブ株式会	大森らめき福島
南町七一田村郡三春町	タービル二階 御仮家七六ス 同 市鎌田字	三 父母内二一—
株式会社み	社で株式会	株式会社ニ がき
柏原三五四船引町芦沢字	ル二階七六スタービ北六スタービ線田字御仮家	二—九 東京都千代田
司	同	同
同	用具販売 管与 福祉用具	活介護 活介護 生

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百四十九号

介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 指定居宅

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

三月一日	福島五〇三号 町四―二五サン	有限会社フュ	湯町二八――福島市飯坂町字	ター宅介護支援センスマイル飯坂居
指定年月日	事業所の所在地申請者の主たる	申請者の名称	事業所の所在地	事業所の名称

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十号

ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事
業
所
事
業
所
<u>の</u>
事業者の名
事業者の主た一
廃止年月日
サービス

島

ロ式	の名称
四 山 合 市 田 舞 八 木	所 在 地
	称
ロ式 名っ。	_
サービア (会社アービア) (会社アービアー) () () () () () () () () ()	(個人に
一. 宮 一 、人 (る事務所の所
一 平 成 二 ○ 日 年	
介訪(護問)	0)
入 1	種
浴	類

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十一号

旨届出があった。 護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

介護支援事業所国見町指定居宅	事業所の名称
字藤田字一丁田 宇藤田字一丁田	事業所の所在地
国見町	事業者の名称
一丁田二二——見町大字藤田字福島県伊達郡国	事務所の所在地
一月三一日 平成二〇年	廃止年月日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十二号

ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	名事業所の
	所の所在地変更前の事業
	所の所在地変更後の事業
氏名)	称 (個人に事業者の名
ては、住所) (個人にあっ	事業者の主
	の 種 類

問介護部 さたかた介	業所みらい	ション 業所ハート 計問介護事
一 一 一 一 一 一 一 一 一 九 六 一 一 九 六	字愛宕前七七 字愛宕前七七	 日字桜内二四 日字桜内二四
展下四九三六 堰下四九三六 三六	尾池南一—— 町字八山田字 加市富久山	 日字桜内三六 二六
事株式会社	ンシー ジェージェ	福島タクシ
六—五 鬼見山字上 鳥見山字上 三 長 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	四目一四十二 同 県郡山	一一 字桜内三六 字桜内三六
同	同	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十三号

護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

事居業宅	の事
所介み護	名業
ら支い援	称所
愛宕前七七―七	の所在地変更前の事業所
南一—一	の所在地変更後の事業所
株式会	の事
 1 ジ ジ 	名業
エエ	称者
一四 町一丁目一四— 福島県郡山市大	事務所の所在地事業者の主たる

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十四号

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、

指定

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

の事

名 業 称所 所 事

業所 在

地の

氏名) 称(個人に をっては、

指定年月日

の 種 類

平成二十年三月二十八日

公告第百五十五号

護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介

	トみなみ 南町七一 なみ建設 船 ケアサポー 田村郡三春町 株式会社み 同	社 タービル二階 社 七のリエイテ 同 市鎌田字 クリエイテ 同 市鎌田字 クリエイテ 同	ンター	一六 一六 目 一六 目 一六 目 一六 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日	坂
(生活福	原引馬馬	ル二階七六スタービ・ボータのでは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下	一八 一八 一八 一八 一八 一八	目一四 六 同 県いわき	○三号 イヤル福島五 五 素町四―二五 新町四―二五 高 五
(生活福祉領域介護保険グループ)	同	同	同	同	三月一日 年
険グループ	同	用	通 所介護	同	訪問 介護 予防

福島県知事
佐
藤
雄平
'

福島県知事
佐
藤
雄
平

				護公			
護福祉用品	業所みらい	ションアルステー	名 事 業 所 称 の	公告第百五十六号 介護保険法(平 が護保険法(平 平成二十年三		所 ス郡山営業 株式会社ア	の事 名業 称所
町鳥見山字柳 喜多方市松山	郡山市富田町 一七	 	所の所在地 変更前の事業	平成二十年三月二十八日勝日五十六号第百五十六号		那山市舞木町 字四合田八七	所 在 地 の
町鳥見山字上 喜多方市松山	那山市富久山 町字八山田字	福島市南矢野 一一	変更後の事業 変更後の事業	指定に係る事業		スフロサービ	氏名) 称(個人に 申請者の名
事株式会社	株式会社エンシー	株式会社北	事業者の名	業所の所在地を第百十五条の五	(生活福	字舘町一三二一福島県本宮市	所) おっては、住を事務所の所は、住を事務所の所
方市松山町 県喜多	四目一四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	 字桜内三六 市南矢野目	ては、住所) ては、住所) ては、住所)	不正条の五の規定により、次の十五条の五の規定により、次の	(生活福祉領域介護保険グ	一月三一日 平成二○年	廃止年月日
同	同	訪問 介護 予防	の 種 類 ズ	藤雄平	険グループ)	介護 流護 入浴	の サービス

	問介護部	センター訪
	<u></u>	原道下四九六
	 五.	堰下四九三六
六一五	堰下四九三	鳥見山字上

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百五十七号

第1965号

平成二十年三月二十四日十条第四項の規定により、平成二十年度福島県献血推進計画を次のとおり定めた。安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第

福島県知事 佐 藤 雄 平

平成20年度福島県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第9条に規定する基本方針及び同法第10条第1項に規定する献血推進計画に基づき、同法第10条第4項の規定により福島県が定める平成20年度の献血の推進に関する計画である。

第1 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量及び目標人数

献血により確保すべき血液の目標量

) 平成20年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤109,000単位、血小板製剤106,750単位、血漿製剤43,050単位が必要と見込まれる。

また、原料血漿は16,000リットルの確保が国から割り当てられている。

) 県内で必要とする血液を県民の献血により確保するとともに、割り当てられた原料血漿を確保するため、平成50年度に献血により確保すべき血液の目標量を、200mし献血が2,500リットル、400mし献血が20,440リットル、血小板成分献血が4,480リットル、血漿成分献血が3,949リットルの計31,369リットルとする。
耐血日標 A 粉盤

献血目標人数等

上記目標量を確保するための献血者確保目標人数を83,500人とし、その内訳は、200mL献血者数12,500人、400mL献血者数51,100人、血小板成分献血者数11,200人、血漿成分献血者数8,700人とする。

3 市町村と福島県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)の配分方 法

全血献血等については、県内の各市町村を巡回する血液センターの移動採血車による確保が主体となるため、上記目標人数を次のとおり市町村と血液センターに配分する。

1) 全血献血者数 (200 m L 、400 m L)

全血献血については、移動採血車による採血が主力であり、また、移動採血車による献血は事業所等の受け入れ時間の短縮を考えると、採血時間の短い全血献血がより効率的である。したがって、血液センター(固定施設)についてはRh

マイナス型の対応や緊急時の対応を主に考えることとし、平成19年度上半期の実績を考慮して市町村と血液センターの配分比率を9:1とする。

(2) 成分献血者数

移動採血車やオープン献血による事業所等での献血は就業時間内に実施されることが多く、時間的な制約から問題があるため、成分献血については、各血液センター及び献血ルームなどの固定施設での採血を主とする。

輸血用血小板については、有効期間が採血後4日間と極めて短く、また核酸増幅検査(NAT)導入でさらに供給時間が限られること及び受注形態ということもあり、原則としてすべて血液センターでの採血とする。

したがって、成分献血については、血漿成分献血及び血小板成分献血では市町村と血液センターの配分比率を 0 : 10とする。

前の重視した。 ションガーで・100~900 (単位:人) 献血目標人数

	**************************************	及			訊
Z		200mL献血	400mL軟血	血漿成分献血	血小板成分献血
血液センター	26,260	1,250	5,110	8,700	11,200
移動採血車(市町村)	57,240	11,250	45,990	0	0
<u> </u>	83,500	12,500	51,100	8,700	11,200
前年度目標	80,940	16,600	46,700	6,940	10,700
增減	2,560	-4,100	4,400	1,760	500

各市町村への配分

上記のとおり市町村に配分した目標人数は、献血種別ごとに、平成19年10月1日現在における現住人口に応じて各市町村に対しての割り振りは別に定める。

移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力する。

6 献血目標人数の確保

- 県、市町村及び血液センターは、設定し又は割り振られた種別ごとの目標人数の確保に向けて努力するものとする。

第2 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

献血に関する普及啓発活動の実施

(1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液

する理解と協力を求めるため、県民に対し、普及及び啓発を行う。 製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていることを含め、献血に関

- きるよう、地域の実情に応じた啓発を行い、献血への関心を高める 血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加で
- 液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。 等により、献血への一層の理解と協力を呼びかける。 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、献血の必要性や血
- これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。 検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の
- 献血推進キャンペーン等の実施
- (ア) 県は、特に必要性が高い400m L全血採血及び成分献血の推進及び普及の 献血キャンペーン」を実施する他、血液の供給状況に応じて献血推進キャン 必要な協力を求める。 血への理解と協力を呼びかけるとともに献血場所を確保するため、関係者に ペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて、県民に献 ため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの

報

- 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。
- 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。
- いて、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市にお
- 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血について情報 県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関

- (ア) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実 施する。
- たポスターコンクールを実施する。 教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ね 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県
- 献血思想の普及啓発を行う。 優秀作を用いたポスターを作成し中学校等に配布し、広く県民に対し
- 県は、「ヤング献血定着促進事業」として、以下の内容を実施する
- 対して献血の必要性を啓発する 大学生等編集委員による献血情報(ミュージアム)を作成し、若年層に
- の育成及び若年層献血者の増加を図る 大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体

- (ウ) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、若年層 向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含めた様々な広報手段を活用す
- 複数回献血の推進

か

県、市町村及び血液センターは、複数回献血を推進し、血液製剤の安定供給

県は「複数回献血協力事業所訪問事業」として、以下の内容を実施する

- (ア) 複数回献血協力事業所を対象として、感謝と継続実施を目的とした事業所 訪問を行う。
- (イ) 訪問に当たっては、地元の高校生ボランティアに1日献血大使として参加 だいただく。 していただき、献血協力という形で社会貢献をしている事業所の実態を学ん
- 啓発資材の作成

Н

発資材を作製・配布する。 平成8年度に作製した献血マスコット「キビチーちゃん」を活用した各種啓

- 献血功労等の顕彰
- 県は、献血事業に功労のあった団体又は個人に対し福島県知事感謝状を贈呈す
- 生労働大臣表彰等に対し、積極的に該当団体等を推薦する。 県は、各市町村の協力を得て、国が開催する献血運動推進全国大会における厚
- 会議等の開催

県は、適切な時期に次の会議等を開催する

- ア 平成20年度市町村献血担当課長会議
- 平成20年度市町村献血担当者等会議
- 次年度目標 (案) 設定会議
- 献血推進協議会の活用
- 進事業の基本となる献血推進計画を策定する。 県は、献血推進協議会を開催し、献血事業の課題について協議を行い、献血推
- れの地域の実情に応じた献血推進事業について検討する 市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体等を活用し、それぞ
- その他関係団体等による取組み

う配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進する に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよ その他関係団体及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血

- 血液製剤使用適正化普及事業
- 法委員会責任医師の任命及び輸血部門の設置の促進に努める。 輸血療法委員会等の設置の促進 県は、適切な機会をとらえて、県内の医療機関に対して、院内における輸血療
- 血液製剤使用に係わる懇談会の開催

今後の具体的施策を検討するため、懇談会を開催する。 県内における血液製剤使用の現状・問題点等を整理・検討し、その結果に基づ

福島県合同輸血療法委員会による事業の実施

P 血液製剤使用指針等説明会の開催

象とした説明会及び自己血輸血の普及を図るための講習会を開催する。 国が定めた血液製剤使用指針等の周知を図るため、医師等の医療従事者を対

輸血に関するアンケート調査の実施

象に「輸血に関するアンケート調査」を実施する 血液製剤の使用状況等を調査し、その需要状況を把握するため、病院等を対

福島県合同輸血療法委員会の開催

に設置されている輸血療法委員会の構成員を対象とする合同輸血療法委員会を 効果的な血液製剤使用適正化の方策について検討するため、県内の医療機関

その他献血の推進に関する重要事項

第3

献血の推進に際し、考慮すべき事項

献血者が安心して献血できる環境の整備

採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずる を適正に行うこと等により、献血者が安心して献血できる環境の整備を行い、 血液センターは、献血者の個人情報を保護するとともに、採血の業務の管理

体制の改善に努める。 快の念を与えぬよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入 血液センターは、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不

県は、血液センターによるこれらの取組みを支援する

福

康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する 血液検査による健康管理サービスの充実 血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健

献血者の利便性の向上

性と安全で安心な献血に配慮した献血の実施に努める。 考慮した採血所の効果的な運用、移動採血車による計画的採血等、献血車の利便 血液センターは、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を

血液製剤の安全性の向上のための取組み

平成20年3月28日 金曜日

施するよう指導にと努める。 県及び保健所を設置する市は、必要に応じ、医療関係者が安全対策を適切に実

まれな血液型の血液の確保

ため、当該献血者に対し、登録の充実を図る 血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保する

災害時等における血液の確保等

切に供給されるよう所要の措置を講ずる。 県は、別に定める「福島県防災計画」において、災害時等において血液等が適

- (2) 県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センターと連 た全県的な献血の確保を行う。 携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合っ
- (3) 県及び市町村は、災害時において、血液センター等関係者と連携し、献血によ り得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。
- (4) 血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、全県的な需給調整等 時における献血の受入れに協力する必要がある。 の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害

供給体制の整備と在庫管理

- (1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足す る場合又は不足が予測される場合には、血液が適切に供給されるよう必要な措置
- (2) 献血推進のための危機管理対応マニュアルは、別に定める
- 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価
- (1) 県及び市町村は、献血推進のための施策の進ちょく状況、血液センターによる 献血の受け入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、必要に応じ、 献血推進のための施策の見直しを行う。
- (2) 血液センターは、献血の受入れに関する実績や体制等について評価を行い、献 血の推進に活用する

(健康衛生領域薬務グループ)

公告第百五十八号

係る換地処分をした旨届出があった。 四条第三項の規定により、田村市から平成二十年三月十九日芦坂地区の区画整理事業に 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四で準用する同法第五十

平成二十年三月二十八日

(農村整備領域農地管理グループ) 福島県知事 佐 藤 雄

公告第百五十九号

いる袖原地区の区画整理事業に係る袖原換地区の換地処分をした旨届出があった。 第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行って 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条

項の規定による処分を受けた。

監督処分の原因となった事実

第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行って いる袖原地区の区画整理事業に係る丸森換地区の換地処分をした旨届出があった。 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十一号

いる袖原地区の区画整理事業に係る馬喰前換地区の換地処分をした旨届出があった。 第三項の規定により、佐藤正雄ほか二十六人から平成二十年三月十九日共同して行って 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条 平成二十年三月二十八日

福島県知事 雄 平

(農村整備領域農地管理グループ)

公告第百六十二号

り建築士事務所の閉鎖を命じた。 建築士法(昭和二十五年法律第二 ||百|||号| 第二十六条第二項の規定により、 次のとお

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

会社商業施設マネジメント 福島県郡山市八山田三丁目百十五番地 監督処分を受けた建築士事務所(以下「事務所」という。)名称及び所在地 監督処分をした年月日 平成二十年三月二十四日 有限

事務所の開設者の名称及び代表者の氏名 有限会社商業施設マネジメント

福

司

事務所の別

一級建築士事務所

Ξi. 几

監督処分の内容 事務所の閉鎖 (平成二十年五月一日から同年六月三十日まで)

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第

事務所の登録番号 福島県知事登録第一二 (六○五) ○六二一号

三

(建築領域建築指導グループ)

島県企業局

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布

平成20年 3 月28日

福島県企業局管理規程第2号

福島県知事 帝 藤 推 +

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程

規程第5号)は、廃止する。 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成9年福島県企業局管理

この規程は、平成20年4月1日から施行する

(経営管理グループ)

ш
誤

	°	
3	正	
Æ	誤	
ŕ	'	
誤	正	

○平成十五年三月二 一十八日付け定例第千四百五十一号中

		九 — 〇 九
		九
		上
		4
		九
大字笈川字中 大字 第二年 地	喜多方市関 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年	喜多方市関 町上高額字割 町大字中沼 を津若松市高 学沼木三一七 字沼木三一七 で で で で で で の の の の の の の の の の の の の
後	更変	前更変
B	A	A
	五 九 五 · 四 七 <i>s</i>	五 九 五 · · 四 七 ·
Щ	一二、四七〇・〇	
\circ	O	0

麻 一 沼	喜多方市関 ・ 回番一地 ・ 会津若松市高 ・ 会津若松市高 ・ 会 ・ 会 ・ 会 ・ 学沼木三一七 ・ 一地 ・ 先まで	
後更変		
A	A	
五 九 五·四 七 <i>s</i>	五 九 五 · 四 七 ·	
	四 六 一	
	程 知 田 関 大 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	

第1965号

先まで 一 地五番一地